

新旧対照表

○神奈川県道路占用規則

新	旧
<p>(路面復旧工事に要する費用の徴収)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の費用の額は、知事が別に定めるところにより計算して得た額(前項第2号の費用にあつては、その額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第1号の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額を加える額)とする。</p>	<p>(路面復旧工事に要する費用の徴収)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の費用の額は、知事が別に定めるところにより計算して得た額(前項第2号の費用にあつては、その額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額を加える額)とする。</p>